

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第9号
指定の有効期間	令和2年8月18日から令和7年8月17日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂楨 義夫
業務区域	日本全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	法第77条の18に規定する確認検査（法第88条第2項において準用される場合を除く）
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査、及び仮使用認定

指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第8号
指定の有効期間	令和3年2月10日から令和8年2月9日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂楨 義夫
業務区域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県 及び長野県
委任都道府県知事	青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事 山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事 群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事 神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事 福井県知事、山梨県知事及び長野県知事
取り扱う建築物	構造計算適合性判定を要する建築物の内、各都道府県 から委任を受けたもの ・ 特定構造計算基準 ・ 特定増改築構造計算基準

指定性能評価機関票

この標識は、指定性能評価機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第18号
指定の有効期間	令和2年4月22日から令和7年4月21日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂楨 義夫
業務区域	日本及び外国の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第59条第1号、第2号の2、第11号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び第39号に掲げる区分

登録試験機関票

この標識は、登録試験機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第8号
指定の有効期間	令和5年11月18日から令和10年11月17日まで
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
主たる事業所の住所	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
代表者氏名	坂槇 義夫
業務区域	日本及び外国の全域
登録の区分	平成17年国土交通省告示第922号第1項第1号

CASBEE評価認証機関票

認証機関認定番号	IBEC機関認定第9号
認証機関の有効期間	2024年4月1日から2029年3月31日
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
代表者氏名	坂楨 義夫
主たる事業所の所在地 及び電話番号	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
実施する評価認証の 区分と評価ツール	CASBEE評価認証機関制度要綱第3条第1項 第一号（CASBEE 戸建）、 第二号（CASBEE 建築）、 第三号（CASBEE 不動産）、 第四号（CASBEEウェルネスオフィス）
業務を行う区域	日本全域

独立行政法人住宅金融支援機構の 適合証明業務取扱機関票

適合証明業務 取扱開始日	平成21年4月1日
機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社
代表者氏名	坂槇 義夫
主たる事業所の所在地 及び電話番号	東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-4531-7300
適合証明業務を 行う区域	日本全域
適合証明業務を行う 住宅の種類	新築住宅の場合は、確認検査業務規程に定める 当機関が確認検査を行うことができる住宅。 既存住宅の場合は、すべての住宅。